平成２３年（フ）第５９６０号
大阪市西区南堀江２丁目10番26号　402
債務者　松宮　真依（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９７３号
大阪府東大阪市大蓮南５丁目７番25―202号、住民票上の住所大阪市港区弁天３丁目１番28―501号
債務者　下地　宏樹
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９８７号
大阪府豊中市豊南町南１丁目８番３―205号
債務者　宮脇よし子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０４７号
大阪府東大阪市俊徳町２丁目２番４号　エリエール俊徳道506号、前住所大阪府東大阪市御厨２丁目３番21号　ピュアハイツ中沢301号
債務者　橋本　　忍
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０８８号
住民票上の住所大阪市城東区森之宮２丁目９番716号
債務者　松永　悦子（旧姓東）
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１１９号
大阪府茨木市彩都あさぎ５丁目10―28―302、住民票上の住所京都府亀岡市東つつじケ丘曙台４丁目10番12号
債務者　小西　愛子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３６２号
大阪市北区中之島３丁目５番19―901号
債務者　佐藤　経子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５２０号
大阪市西成区中開２丁目１番１号　ウィンウエスト５Ａ
債務者　西尾　明夫
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５５８号
大阪府八尾市東太子１丁目７番20号
債務者　立田　美起
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５８８号
大阪府門真市大字三ツ島1823番地の１
債務者　中谷あかね
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５９１号
大阪府枚方市招提南町２丁目18番４―408号
債務者　吉田　親一
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５９２号
大阪府吹田市山田南30番15―303号、前住所大阪府吹田市山田南38番14号
債務者　松田　忠義
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５９９号
大阪市天王寺区堂ケ芝２丁目12番11―1905号
債務者　豊田錫奎こと　金　　錫奎
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６０４号
大阪市住吉区苅田８丁目４番４号
債務者　田口　順子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６１０号
大阪市生野区巽南５丁目15番22号　大生マンション１号棟Ｃ―７
債務者　臼杵登志夫
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９８号
長崎県長崎市音無町12番２号、旧住所長崎県長崎市大手１丁目18番６号
債務者　吉田　節子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１５号
長崎県長崎市西海町961番地33
債務者　吉川　由美
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係